

令和4年度実績評価書

令和5年8月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（令和5年6月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）において、実績評価を実施する場合は、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標（基本目標）及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を設定し、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

もとより治安情勢に関する指標は、国内外の社会経済情勢の影響を受けるものであり、また、他の行政機関の取組や民間団体の活動等によっても改善が進むなど、国家公安委員会及び警察庁が実施する政策のみによってこれを評価することは難しい。

そこで、評価に当たっては、このことを考慮し、業績指標の達成状況のみならず、業績目標ごとに設定した外部要素等を併せて勘案しつつ、今後の改善の方向性を示すためにも厳格かつ総合的に評価を行い、その結果を踏まえ本評価書を作成したものである。

なお、行政事業レビューとの連携確保のため、各業績目標の「具体的な取組状況」欄には、それぞれ関係する行政事業レビュー対象事業の事業番号を記載している。

凡 例

本評価書における用語等の意義は、特に断りのない限り、次のとおりとする。

1 (1) 刑法犯

道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（改正前の刑法第208条の2の危険運転致死傷をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（改正前の刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷をいう。以下同じ。）を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

(2) 特別法犯

上記(1)の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

(3) 包括罪種

刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」、「その他の刑法犯」の6種に分類したものをいう。

ア 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火及び強制性交等（強姦（改正前の刑法第177条の強姦、同法第178条第2項の準強姦、同法第178条の2の集団強姦及び集団準強姦、同法第181条第2項の強姦致死傷並びに同法第181条第3項の集団強姦致死傷をいう。以下同じ。）並びに改正後の刑法第177条の強制性交等、同法第178条第2項の準強制性交等、同法第179条第2項の監護者性交等及び同法第181条第2項の強制性交等致死傷をいう。）をいう。

イ 粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合をいう。

ウ 窃盗犯・・・窃盗をいう。

エ 知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

オ 風俗犯・・・賭博及びわいせつをいう。

カ その他の刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯をいう。

2 (1) 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

ア 犯罪少年・・・犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者（少年法第3条第1項第1号）

・ 刑法犯少年・・・犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者

イ 触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者（少年法第3条第1項第2号）

ウ ぐ犯少年・・・刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある18歳未満の者（少年法第3条第1項第3号）

(2) 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された20歳未満の者をいう。

3 交通事故

道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によつて起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

4 (1) 認知件数

警察において発生を認知した事件の数をいう。

(2) 検挙件数

刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、解決事件の件数を含む。

(3) 検挙人員

刑法犯において警察で検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

(4) 検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいう。

検挙件数（当該年の前年以前の認知事件の検挙を含む。） × 100

当該年の認知件数

なお、検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

(5) 送致件数

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

(6) 送致人員

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

※ 未遂罪及び予備罪は、それぞれの既遂の罪に含めている。

※ 統計、図表その他の計数資料における平成29年7月12日以前の「強制性交等」は、強姦の数値である。

※ 四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計等が一致しない場合がある。

5 様式の凡例

(1) 総括評価

評価を実施した各業績目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括。

(2) 主な成果（指標・事例）

各業績目標に関し、取組を実施した結果、達成された成果（アウトカム）を統計値や事例等により示したもの。業績指標と同義。

(3) 外部要素等

業績目標をめぐる国内外の社会経済情勢等であり、取組及び成果に対して与える影響を考慮すべきもののこと。

- (4) R4- (数字)
取組に係る令和4年度行政事業レビュー事業番号を示したものを。

政策の体系

基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標 1 総合的な犯罪防止に向けた取組の推進
- 業績目標 2 現場執行力の強化
- 業績目標 3 子供の性被害防止対策の推進
- 業績目標 4 外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進

基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪等の検挙向上
- 業績目標 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標 3 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進

基本目標 3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標 1 犯罪組織の存立基盤の弱体化
- 業績目標 2 特殊詐欺等の検挙対策及び被害防止対策の推進
- 業績目標 3 国際組織犯罪対策の推進

基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者等の安全確保
- 業績目標 2 運転者対策の推進
- 業績目標 3 道路交通環境の整備

基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
- 業績目標 2 警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施
- 業績目標 3 災害への的確な対処
- 業績目標 4 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

基本目標 6 デジタル社会の安全・安心の確保

- 業績目標 1 サイバー事案対策の推進
- 業績目標 2 サイバー空間の脅威への対処に係る基盤の強化

基本目標 7 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標 8 警察活動の基盤の強化

業績目標 1 先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・合理化
業績目標 2 警察情報通信基盤の強化

評価結果

※ 業績目標欄に「(●)」と記載の業績目標について、評価を実施
 ※ 総括評価欄に「-」と記載の業績目標については、モニタリングを実施

基本目標	業績目標	総括評価
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 総合的な犯罪防止に向けた取組の推進 (●)	「重要犯罪の認知件数」は、多くの罪種が前年度と比較して増加しており、過去5年間の平均値を上回っており、より効果的な防犯情報の提供や広報啓発活動、その実態を踏まえた人身安全関連事案への迅速かつ的確な対応等が必要である。 「住宅対象侵入犯罪の認知件数」は、過去5年間の平均値を下回り、各種取組の成果が認められるが、前年度と比較すると増加していることから、防犯性能の高い建物部品の設置支援等の取組が必要である。 新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等による人流の増加が犯罪情勢に与える影響についても注視しつつ、引き続き、現在の取組に先手先手のアップデートを加え、国民が安全に、かつ安心して暮らせる社会を実現できるよう、各種施策を推進する。
	2 現場執行力の強化	-
	3 子供の性被害防止対策の推進	-
	4 外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進	-
	2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪等の検挙向上 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
3 組織犯罪対策の推進	3 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進 (●)	犯罪の悪質化・巧妙化に的確に対処するためには、捜査の初期段階から、客観証拠の確保に向けた迅速かつ的確な捜査を展開し、一層緻密な捜査に努める必要がある。 また、被疑者を検挙し、事案の真相を明らかにするという捜査の目的を達することはもとより、捜査に対する国民の信頼を確かなものとするためにも、捜査の適正の確保を図っていくことが重要である。 引き続き、客観証拠の収集に向けた科学技術の活用を推進するとともに、被疑者取調べの適正化等の適正捜査に向けた取組を推進する必要がある。
	1 犯罪組織の存立基盤の弱体化	-
	2 特殊詐欺等の検挙対策及び被害防止対策の推進 (●)	令和4年は、特殊詐欺の検挙件数は過去5年間の平均値を上回ったが、認知件数及び被害総額がいずれも過去5年間の平均値を上回るなど、特殊詐欺の被害は依然として高水準で推移しており、深刻な情勢と認識。 特殊詐欺には、多くの者が役割分担をして関与しており、末端被疑者の検挙を組織の全容解明や組織中枢の検挙等につなげることが極めて困難であること等の課題がある。 特殊詐欺事件の背後にみるとみられる暴力団や匿名・流動型犯罪グループを弱体化し、特殊詐欺の抑止を図るため、各部門が連携した多角的な取組を推進するとともに、こうした犯罪グループの活動実態や特殊詐欺事件への関与状況等の解明を推進していく。
4 安全かつ快適な交通の確保	3 国際組織犯罪対策の推進	-
	1 歩行者・自転車利用者等の安全確保 (●)	交通安全教育、指導取締り、道路交通環境の整備等に取り組んだ結果、歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数や、歩行中の高齢者の交通事故死者数については、いずれも前年より減少し、又は前年とおおむね同数で推移したが、自転車関連事故件数等の減少に向け、現状の課題を踏まえつつ、引き続き取組を推進する必要がある。 また、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)のうち、特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定が本年7月1日に施行されたことから、歩行者等の安全の確保を図るため、交通ルールの周知や悪質・危険な違反行為に対する指導取締りを推進する必要がある。
	2 運転者対策の推進 3 道路交通環境の整備	- -
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	-
	2 警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警備・警護の実施 (●)	安倍晋三元内閣総理大臣に対する銃撃事件(令和4年7月8日)を受け、警護の検証・見直しを実施し、その結果を踏まえ、新たな警護要則の下、警察庁の関与を抜本的に強化するなど警護の強化を推進してきた中で、本年4月15日、警護が実施されている岸田内閣総理大臣に向けて爆発物が投てきされ、その後周囲に聴衆が所在する中で当該爆発物が爆発する事案が発生した。同事案により判明した新たな課題も踏まえ、警護の強化を図り、警護対象者及び聴衆の安全確保に万全を期さなければならない。 警備においては、御対象のお出ましが新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の状況に戻りつつあるところ、引き続き、警備の強化に万全を期さなければならない。
	3 災害への的確な対処	-
	4 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	-
6 デジタル社会の安全・安心の確保	1 サイバー事案対策の推進 (●)	サイバー事案の取締りについて、サイバー事案への対処体制を抜本的に強化するとともに、国際連携の取組を強化した。こうした中で、捜査に高度で専門的な技術等を要するサイバー事案を検挙するなどの成果が挙がっており、これまで対処が困難とされてきたサイバー事案の取締りが推進されたといえる。 また、サイバー事案の被害防止対策について、犯行手口を踏まえたセキュリティ対策に係る注意喚起や社会情勢の変化等に合わせたインターネット・ホットラインセンター(IHC)等における取扱対象情報の見直し等を実施した。このほか、関係機関等と連携した注意喚起等によってインターネットバンキングに係る不正送金事案の発生件数及び被害額が減少するなどの成果が挙がっており、事業者等における効果的な被害防止対策が推進されたといえる。他方で、令和4年におけるサイバー犯罪の検挙件数は12,369件(前年比160件増加)となり、過去最高を記録するなど、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が続いているため、引き続きサイバー事案の取締り及びサイバー事案の被害防止対策を推進していかなければならない。
	2 サイバー空間の脅威への対処に係る基盤の強化	-
7 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	-
8 警察活動の基盤の強化	1 先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・合理化 (●)	運転者管理システムと遺失物管理システムの警察共通基盤への移行作業については、当初の計画どおり進捗しているところであり、移行完了府県においては、初期の目的を達成し、業務の合理化や国民のサービスの提供等について、評価を得ているところである。引き続き、移行に向けた予算確保等に取り組むとともに、関連する都道府県警察のシステムとの業務重複の解消を進める必要がある。 また、警察行政手続のオンライン化の推進についても、警察行政手続サイトの運用開始以降、対象手続等を拡大してきたところ、引き続き、国民の利便性の向上等に向け、オンライン化対応の拡大のための予算確保等に取り組むとともに、まだ実現できていない機能の実現等に向けた速やかな検討を進める必要がある。
	2 警察情報通信基盤の強化	-

業績目標 1 総合的な犯罪防止に向けた取組の推進

業績目標の説明

地域の犯罪情勢に即した各種の対策等、総合的な犯罪防止に向けた取組を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。

現状

- 各種対策の推進により、ピーク時と比較して刑法犯認知件数は減少しているものの、SNSで実行犯を募集する手法による強盗等事件が広域に発生したほか、男女間や家庭といった私的な空間で起こるストーカー事案、DV事案の相談件数等はいずれも高水準で推移している。
- 令和4年度の重要犯罪の認知件数が過去5年間の平均を上回り、令和3年度と比較して多くの罪種が増加（※1）した。

（※1）重要犯罪の罪種別では、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつが前年比増加となっている。

【令和5年度の業績指標】

- ① 重要犯罪の認知件数について、過去5年間の平均値を下回る。
- ② 住宅対象侵入犯罪の認知件数について、過去5年間の平均値を下回る。

主な取組（令和4年度までの取組）

犯罪防止に向けた取組の推進

- (1) 犯罪情勢の分析及び各種犯罪情報等の提供の実施
- (2) 学校等における、対象に応じた防犯教室、防犯講話の実施
- (3) 自主防犯活動の促進

人身安全関連事案対策の推進

- (4) 加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織的な対応の推進
- (5) 人身安全関連事案担当者に対する研修会の開催
- (6) リーフレットの作成・配布等の広報啓発活動の実施

課題

犯罪防止に向けた取組の推進

- 宅配事業者の訪問を偽装するなどの手段による強盗等事件が発生しており、これらの犯罪に関して発生状況の分析や犯罪情報の提供等の対策が必要
- 防犯意識を高めるとともに、犯罪被害を回避する能力を向上させるためには、犯罪に応じた防犯教育を推進する必要
- 防犯ボランティアを担ってきた高齢者が更に高齢化する一方、新たな担い手が不足しているなど次世代への承継が困難

人身安全関連事案対策の推進

- 人身安全関連事案は事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きく、依然として注視すべき実態であることを踏まえた対策の推進が必要
- 令和4年中における配偶者からの暴力事案等の相談等件数及び児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は過去最多にあり、捜査員の対処能力の向上が必要
- 被害者等が被害拡大前の早期段階で関係機関等につながるための広報啓発活動が必要

今後の取組の重点（令和5年度以降の取組）

犯罪防止に向けた取組の推進

- 住宅に侵入されないための非対面形式による荷物の受け取りや防犯性能の高い建物部品などの設置支援等、強盗等事件の被害を防止するための対策の推進
- 被害対象に応じたロールプレイング方式等による参加・体験型の防犯教育の推進
- 持続可能な防犯ボランティア活動に向けた支援の継続

人身安全関連事案対策の推進

- 過去の重大事件等を教訓とし、被害者等の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応の推進
 - 最近の情勢を踏まえた、実戦的訓練の継続等による事案対応能力の一層の向上
 - 「第5次男女共同参画基本計画」等に基づき、関係機関・団体と連携し、被害者にも加害者にもならないための広報啓発活動を推進
- 被害の拡大防止・重大事案への発展の未然防止を図る

注1 令和5年7月31日に開催した第40回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成

注2 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報として、「犯罪統計」を使用

具体的な取組状況

犯罪防止に向けた取組の推進

- (1) 全都道府県警察において、電子メール、アプリ、SNS等を活用して、重大事件発生情報等の犯罪情報及びプライバシーに配慮した地域安全情報の提供を実施
 - (2) 全都道府県警察において、学校における児童・生徒等を対象とした被害防止教育を29,850回実施（前年比+5,525回）
 - (3) 自主防犯活動の活性化を図るため、防犯ボランティア団体（※2）が取組内容を発表する「防犯ボランティアフォーラム」を6回開催

R4-1
- （※2）令和4年末45,106団体（前年比+804団体）

人身安全関連事案対策の推進

- (4) ストーカー・DVの相談等や児童虐待事案に対し、関係法令を駆使した検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織的な対応を推進
- (5) 人身安全関連事案対策に従事する都道府県警察の警察官の同事案への対応能力の向上を目的として、専科教養やロールプレイング方式による実戦的訓練等を内容とする研修会を開催

R4-2
- (6) ストーカーの事例や相談窓口等を掲載したリーフレットを作成し、都道府県警察や関係機関に対して配布するなどの広報啓発活動を実施

R4-3

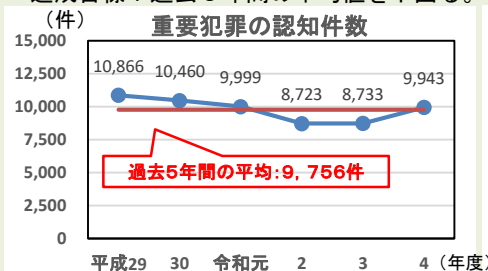
➤ 新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等による人流の増加

外部要素等

主な成果（指標・事例）

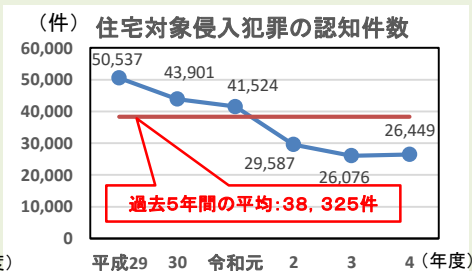
① 重要犯罪の認知件数

達成目標：過去5年間の平均値を下回る。



② 住宅対象侵入犯罪の認知件数

達成目標：過去5年間の平均値を下回る。



【特徴】令和4年10月、東京都稲城市において、複数人で宅配業者を装って住宅に侵入して現金等を強取した強盗等事件が発生するなど、SNSで実行犯を募集する手口による強盗等事件が広域に発生

人身安全関連事案をめぐる情勢

- 令和4年中、警察に寄せられたストーカー相談等件数19,131件（前年比-597件）、DV相談等件数84,496件（前年比+1,454件）
- 令和4年中、警察から児童相談所に115,762人（前年比+7,703人）の児童を通告
- 令和4年中、ストーカー規制法違反の検挙件数1,028件（前年比+91件）
- 令和4年中、ストーカー規制法に基づく禁止命令等件数1,744件（前年比+73件）

【特徴】令和5年1月、福岡市において、ストーカー規制法に基づく禁止命令等を受けていた元交際相手に女性が殺害される事件が発生するなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ

※ 人身安全関連事案対策の推進については、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きく、これを防ぐために各種取組を行っていることから、その成果は①重要犯罪の認知件数に包含される。

基本目標2 犯罪捜査の的確な推進

業績目標3 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進

業績目標の説明

令和元年6月の刑事訴訟法等改正法の全面施行により導入された取調べの録音・録画制度の確実な実施を行うとともに、客観証拠の収集、分析等を重視した緻密な捜査を行うなど、適正な捜査に向けた取組を推進する。

現状

- 犯罪の悪質化・巧妙化に的確に対処するためには、捜査の初期段階から、客観証拠の確保に向けた迅速かつ的確な捜査を展開し、一層緻密な捜査に努める必要がある。
- 被疑者を検挙し、事案の真相を明らかにするという捜査の目的を達することはもとより、捜査に対する国民の信頼を確かなものとするためにも、引き続き、捜査の適正の確保を図っていく必要がある。

【令和5年度の業績指標】

- ①捜査本部事件の起訴率について、高水準を維持する。
- ②防犯カメラ画像等の客観証拠を端緒とした被疑者検挙件数について、過去5年間の平均値を上回る。
- ③遺留指掌紋・DNA型記録一致件数について、平年並みの水準を維持する。
- ④精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の実施件数について、過去5年間の平均値を上回る。
- ⑤裁判員裁判対象事件等における録音・録画不実施（ミス）の絶無
- ⑥監督対象行為の件数について、過去5年間の平均値を下回る。

主な取組（令和4年度までの取組）

捜査への科学技術の活用

(1) 防犯カメラ画像の活用

- ア 事件発生後、迅速に防犯カメラ画像等の客観証拠を収集・分析する体制の構築
- イ 収集した防犯カメラ画像を鮮明化するための技術開発

(2) 都道府県警察の鑑識・鑑定担当者を招致した研究会の開催及び都道府県警察の指導

(3) DNA型鑑定体制の充実等

- ア 鑑識・鑑定部門及び捜査部門に対して、適正な指掌紋及びDNA型鑑定資料の採取・鑑定、データベースへの登録・照会を指導
- イ DNA型鑑定員の増強
- ウ DNA型鑑定試薬の確保及び鑑定資機材の整備

被疑者取調べの適正化等の適正捜査の推進

(4) 都道府県警察に対する巡回業務指導の実施等

(5) 被疑者取調べの録音・録画の実施及び資機材の整備等

課題

捜査への科学技術の活用

- 犯罪の悪質化・巧妙化に対し、客観証拠による的確な立証はますます重要
- DNA型鑑定実施件数の高止まりが続き、鑑定要員一人当たりの負担が軽減されていない
- 機器の更新整備等により科学捜査力を維持していくことが必要

被疑者取調べの適正化等の適正捜査の推進

- 機器の操作ミス等による録音・録画の不実施及び監督対象行為が、引き続き発生しており、その絶無を期すことが必要

今後の取組の重点（令和5年度以降の取組）

捜査への科学技術の活用

- 以下のような、令和4年度までの取組を引き続き推進
 - 防犯カメラ画像におけるデータの上書きによる消去等がなされる前の収集等迅速な客観証拠の収集
 - 適正なDNA型鑑定資料の採取・鑑定の実施、データベースへの登録・照会を行うよう指導するとともに、DNA型鑑定員の増強を図る。
 - 資機材整備等の合理化・効率化を推進
- 新たに以下の取組を推進
 - AIによる足跡資料における分類の高度化・効率化

被疑者取調べの適正化等の適正捜査の推進

- 以下のような、令和4年度までの取組を引き続き推進
 - 巡回業務指導による、都道府県警察本部適正捜査指導担当者の指導力の強化
 - 録音・録画の不実施事例を踏まえたチェック項目の周知の推進
 - 取調べ監督部門による、警察組織内部におけるチェック機能の維持
- 新たに以下の取組を推進
 - 機器の操作ミス等による録音・録画の不実施の絶無を期すため、機器の仕様見直しを検討

注1 令和5年7月31日に開催した第40回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成

注2 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報として、「令和4年警察白書」、「犯罪統計」、「令和4年における被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の施行状況について」（令和5年3月、警察庁）を使用

具体的な取組状況

捜査への科学技術の活用

- (1)ア 一部の都道府県警察において、捜査支援分析に特化した本部所属を設置するなどして、防犯カメラ画像の収集・解析体制を強化
- (1)イ 警察大学校警察情報通信研究センターにおいて、防犯カメラ画像解析の高度化・効率化に資するツールを開発し、各都道府県警察へ提供
- (2) 都道府県警察の鑑識・鑑定担当者を招致した研修等の開催回数 8回(前年比+5回)延べ参加人数170名【全都道府県より参加】
- (3)ア 遺留指掌紋照会件数増減率 前年比+1.9%
遺留DNA型記録照会件数増減率 前年比+3.6%
(刑法犯認知件数増減率 前年比+5.8%)
- (3)イ① DNA型鑑定要員数340人(前年比-14人) R4-26.29
- ② 地方財政計画において、DNA型鑑定支援業務従事者の導入に要する経費(1億6,800万円)が容認
- (3)ウ① 予算獲得状況
 - ・令和4年度予算においてDNA型鑑定に関して37億6,000万円を措置
 - ② DNA型鑑定試薬の確保状況鑑識・鑑定に要する消耗品費のうち「DNA型鑑定消耗品」として28億8,500万円を措置
 - ③ 鑑定資機材の整備状況
鑑識・鑑定資機材の整備において、DNA型鑑定関係として3億7,500万円を措置

被疑者取調べの適正化等の適正捜査の推進

- (4) 都道府県警察に対する巡回業務指導回数 47回(前年度比+32回)【全都道府県に対し実施】
- (5) 録音・録画機材の整備 R4-33
令和元年度末までに全国に約4,000台が整備
令和2年度以降、機材を減耗更新
※裁判員裁判対象事件等に係る取調べの録音・録画の実施件数 3,553件(前年比+372件)

主な成果(指標・事例)

① 令和4年に検挙された捜査本部設置事件の起訴率

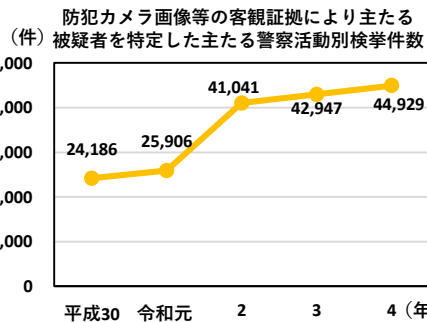
達成目標：高水準を維持する。

令和4年に検挙された捜査本部設置事件28件のうち、起訴に至った割合は100%

② 防犯カメラ画像等の客観証拠を
端緒とした被疑者検挙件数

達成目標

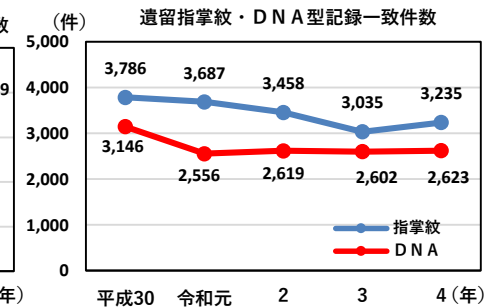
：過去5年間の平均値を上回る。



③ 遺留指掌紋・DNA型記録一致件数

達成目標

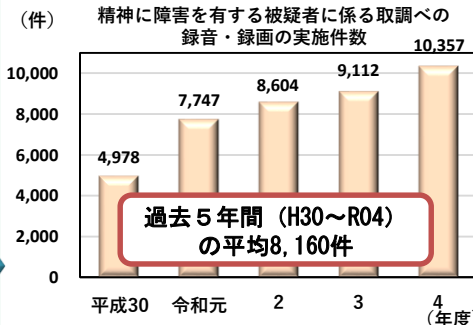
：平年並みの水準を維持する。



④ 精神に障害を有する被疑者に係る
取調べの録音・録画(※1)の実施件数

(※1) 犯罪捜査規範による努力義務

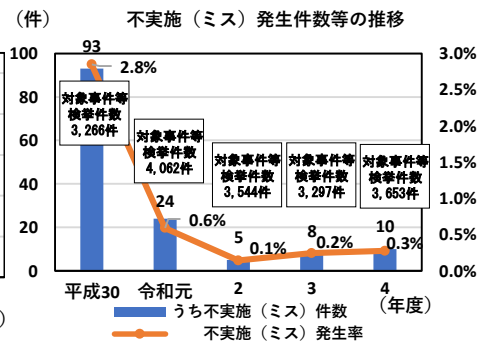
達成目標：過去5年間の平均値を上回る。



⑤ 裁判員裁判対象事件等における
録音・録画(※2)不実施(ミス)
発生件数

(※2) 刑事訴訟法による義務

達成目標：不実施(ミス)の絶無



⑥ 監督対象行為の件数 達成目標：過去5年間の平均値を下回る。
令和4年 13件(過去5年間の平均値11件)

業績目標2 特殊詐欺等の捜査活動及び予防活動の強化

業績目標の説明

オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺等の犯行手口は巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の防止を図る。

現状

- 各種対策の推進により、国民への手口の周知等の一定の成果を上げているものの、犯罪グループは犯行の手口を巧妙に変化させており、被害は依然として高水準
- 認知件数・被害額の増加を受けて、犯罪対策閣僚会議において「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」が決定されるなど、早急な対策が必要

【令和5年度の業績指標】

- ① 特殊詐欺の認知件数及び被害総額について、過去5年間の平均値を下回る。
- ② 特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均値を上回る。等

主な取組（令和4年度までの取組）

被害防止対策

- (1) 広報啓発活動の実施
- (2) 押収名簿を集約還元し、注意喚起
- (3) 関係事業者と連携した被害防止対策 等

被害防止対策

- 被害者をだます際に用いられるツールは、**電話が大半を占めることが特徴的**。被害防止のためには、そもそも犯人からの電話を受けないための対策や、特殊詐欺が疑われる電話を看破するための対策を推進する必要
- 手口別では、令和4年は、**還付金詐欺の認知件数、被害額がともに統計をとり始めてから最多となる**など、深刻な状況

今後の取組の重点（令和5年度以降の取組）

被害防止対策

- **ナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエスト等の普及、迷惑電話防止機能を有する機器**（警告音声、自動通話録音等の機能を有する機器）の設置の促進
 - 被害者にATMで振込操作をさせる還付金詐欺等の振込型詐欺への対策として、**金融機関と連携したATMに起因する被害への防止対策の推進** 等
- 官民連携した防犯対策の一層の推進

犯行ツール対策

- (4) 犯行に使用された固定電話番号等の利用停止及び新たな固定番号等の提供拒否の要請
- (5) 「警告電話事業」の実施
- (6) 犯罪収益移転防止法等による検挙活動の実施 等

犯行ツール対策

- 預貯金口座、携帯電話、電子マネー利用者番号等の転売・買取り等を行う悪質な事業者が依然として存在
- 電話転送サービスや050IP電話等が犯行に利用されるケースが多くみられる
- 犯罪グループがSNSを利用して受け子等の実行犯を募集している状況

犯行ツール対策

- 050IP電話番号の利用停止の要請等の積極的な推進
 - 犯行ツールに係る悪質な事業者について、情報収集を強化し、あらゆる法令を駆使した取締りの推進
 - 受け子等を募集していると認められる投稿に対して、返信機能（リプライ）を活用した警告等を実施 等
- 犯行ツール対策の一層の徹底

取締り

- (7) 「だまされたふり作戦」の実施等による「受け子」等の検挙
- (8) 架け場等の摘発、中枢被疑者の検挙
- (9) 効率的捜査のための資機材の整備 等

取締り

- 中枢被疑者、指示役、現場実行犯等の役割分担による犯行の分業化と、互いが素性を明かさず、連絡の痕跡を残さない匿名化の進展
- 犯行拠点の多様化（海外拠点を含む）・小規模化、短期間で移転する傾向の強まり

取締り

- 暴力団や匿名・流動型犯罪グループの実態解明の強化、中枢に打撃を与える取締りの推進
 - 被害認知直後からの関係都道府県警察が連携した迅速な初動捜査の徹底、合同捜査・共同捜査による効率的な捜査等の推進、架け場が散見される関係国との連携体制の強化 等
- 被疑者の取締りの一層強力な推進

注1 令和5年7月31日に開催した第40回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成
 注2 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報として、「犯罪統計」、「令和4年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）」（令和5年5月警察庁）を使用

具体的な取組状況

被害防止対策

- (1) 「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（略称：SOS47）と共に、公的機関、関係団体、民間事業者の協力を得ながら、広報啓発活動を実施 R4-39
- (2) 捜査過程で入手した名簿を集約還元し、コールセンターからの架電等による注意喚起を実施（コールセンターによる阻止件数：249件） R4-32
- (3) 金融機関・コンビニ等関係事業者と連携した被害の未然防止対策を実施（令和4年中、18,730件（前年比+3,724件）、約80.1億円（前年比+22.7億円）の被害を阻止（阻止率52.6%））

犯行ツール対策

- (4) 犯行に使用された固定電話番号等の利用停止（固定電話番号3,401件、050IP電話番号2,107件）、新たな固定電話番号等の提供拒否の要請を3件実施
- (5) 犯行に利用された電話に対して、繰り返し架電して警告メッセージを流し、事実上利用できなくする取組を実施（令和4年度：3,976件） R4-32
- (6) 架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の流通を遮断するとともに、犯罪収益移転防止法等による積極的な検挙活動の実施

取締り

- (7) 受け子等を2,458人検挙
 - (8) 犯罪グループの実態解明と、組織に実質的な打撃を与える取締りの実施
 ○組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益隠匿・收受等）の検挙件数及び検挙人員
- | (年) | 令和2 | 令和3 | 令和2～令和3(平均) | 令和4 |
|---------|-----|-----|-------------|-----|
| 検挙件数(件) | 147 | 124 | 136 | 137 |
| 検挙人員(人) | 22 | 29 | 26 | 18 |
- ※組織的犯罪処罰法違反については、令和2年から統計取得開始
- (9) 特殊詐欺等に係る効率的な捜査の推進のための資機材の整備 R4-32

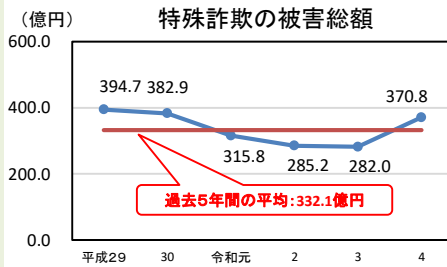
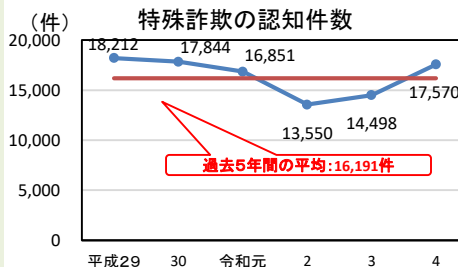
外部要素等

- SNS等の匿名性、秘匿性の高い通信手段の普及

主な成果（指標・事例）

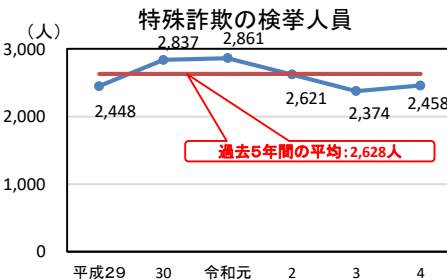
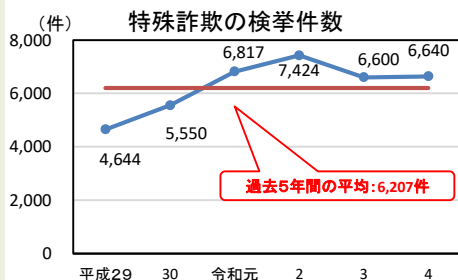
① 特殊詐欺の認知件数及び被害総額

達成目標：過去5年間の平均値を下回る。



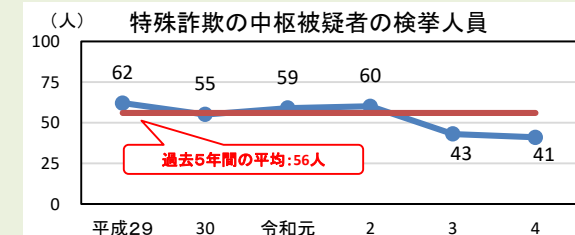
②-1 特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員

達成目標：過去5年間の平均値を上回る。



②-2 中枢被疑者の検挙人員

達成目標：過去5年間の平均値を上回る。



②-3 助長犯罪の検挙件数及び検挙人員

達成目標：過去5年間の平均値を上回る。

(年)	平成29	30	令和元	2	3	平成29～令和3(平均)	4
検挙件数(件)	4,405	4,122	3,673	3,556	3,393	3,830	3,778
検挙人員(人)	3,307	3,046	2,779	2,710	2,530	2,874	2,789

基本目標4 安全かつ快適な交通の確保

業績目標1 歩行者・自転車利用者等の安全確保

業績目標の説明

歩行者や自転車利用者・特定小型原動機付自転車利用者(以下「自転車利用者等」という。)の交通事故抑止対策を推進し、歩行者・自転車利用者等の安全の確保を図る。

主な取組(令和4年度までの取組)

交通安全教育等

- (1) 自転車利用者に対するルールの周知と交通安全教育の推進
- (2) 横断歩行者に対する交通安全教育の推進
- (3) 高齢者に対する交通安全教育の推進
- (4) 幼児・児童に対する交通安全教育の推進
- (5) 反射材用品等の普及促進

指導取締り

- (6) 自転車利用者に対する指導取締りの推進
- (7) 速度違反自動取締装置の整備

道路交通環境の整備

- (8) 生活道路対策及び幹線道路対策の推進
- (9) 歩行空間のバリアフリー化
- (10) 自転車の通行空間の整備

自動運転関係

- (11) 自動運転の拡大に向けた調査研究

現状

- 我が国では、令和4年中、全交通事故死者数に占める歩行者及び自転車利用者の割合がそれぞれ約36%及び約16%であり、諸外国と比べて著しく高くなっている。
- 交通事故件数が減少傾向にある中、自転車関連事故件数(自転車当事者となった交通事故件数をいう。)は令和3年に増加に転じ、全交通事故に占める割合は依然として約2割を占めている。
- 歩行中の高齢者(65歳以上)の交通事故死者数は、65歳未満と比較して2.5倍以上の高い水準となっている。
- 特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定が令和5年7月1日から施行された。

課題

交通安全教育等

- 自転車乗用者の乗車用ヘルメットの着用促進を図る必要があるほか、安全に道路を通行するために必要な交通ルールやマナーについて、体験に基づいて習得できるように、参加・体験・実践型の交通安全教育の機会をより多く設けていく必要
- 反射材用品等の普及促進を図るため、薄暮・夜間における交通事故の危険性及び反射材用品・LEDライト等の視認効果について、より周知していく必要

指導取締り

- 自転車関連の死亡・重傷事故においては、安全不確認や交差点安全進行義務違反をはじめ、自転車側にも何らかの法令違反が認められるものが多数
- 生活道路においては、幅員が狭く取締りスペースの確保が困難なケースが存在

道路交通環境の整備

- 令和4年中における状態別の交通事故死傷者数を見ると、車道幅員5.5m未満の道路における歩行者・自転車乗用中の死傷者が占める割合は、車道幅員5.5m以上の道路の約1.8倍

自動運転関係

- 更なる自動運転の社会実装の進展を見据え、交通関係法規上の課題等について検討する必要

【令和5年度の業績指標】

以下の指標について、それぞれ令和2年から29.6%以上減少させる(達成年:令和7年)。

- ① 歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数
- ② 歩行中の高齢者の交通事故死者数
- ③ 自転車関連事故件数
- ④ 歩行者と自転車との交通事故件数

今後の取組の重点(令和5年度以降の取組)

交通安全教育等

- シミュレーター等の各種教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。また、特定小型原動機付自転車の交通ルールを周知するための広報啓発を行う。(新規・継続)
- 反射材用品・LEDライト等の活用及び自転車利用者の乗車用ヘルメット着用について、関係機関・団体等と連携し、各種広報媒体を用いて積極的な広報啓発を行う。(新規・継続)
- 自転車運転者講習制度及び特定小型原動機付自転車運転者講習制度を適切に運用する。(新規・継続)

指導取締り

- 「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者による交通違反に対し、指導警告票を活用した実効性のある指導警告を行うとともに、警察官等の警告に従わずに違反行為を継続したり、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたりする悪質・危険な交通違反に対し、交通切符等を活用した検挙措置を積極的に講ずる。また、特定小型原動機付自転車利用者による悪質・危険な違反行為に対する指導取締りを推進する。(新規・継続)
- 取締りスペースの確保が困難な生活道路等においても速度違反取締りが行える可搬式速度違反自動取締装置の整備を拡充し、適切な取締りを推進する。(継続)
- 良好な自転車交通秩序を実現させるための制度の在り方について幅広く検討する。(新規)

道路交通環境の整備

- 最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンブ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、道路管理者と緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図る。(継続)

自動運転関係

- 有識者を交えた調査検討委員会の開催、諸外国における制度や国際的な議論に関する資料の収集・分析等、公道実証実験の視察等を実施するなどした上で、自動運転の拡大に向けた交通関係法規上の課題等について検討を行う。(継続)

注1 令和5年7月31日に開催した第40回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成
注2 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報として、「令和4年における交通事故の発生状況について」(令和5年3月警察庁交通局)「令和4年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」(令和5年3月警察庁交通局)を使用

具体的な取組状況

交通安全教育等

- (1) 自転車利用者に対して、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育指針を基準として交通安全教育を行うとともに、交通ルール等の周知を図った(令和4年度中ポスター・リーフレットを約107万部作成)。また、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為を反復して行った運転者を対象とする自転車運転者講習制度を適切に運用した(令和4年中510人受講)。
- (2) 運転者に対し、横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるほか、歩行者に対しては信号機のあるところではその信号に従うといった基本的な交通ルールの周知を図るとともに、自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育を推進した。
- (3) 高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解し、自ら納得して安全な交通行動の実践ができるよう、シミュレーター等の各種教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進した。
- (4) 教育委員会、学校、保育所等の関係者、保護者等と連携して、幼児・児童に対する交通安全教育を推進した。
- (5) 関係機関・団体等と連携し、反射材用品等の着用に関する広報啓発活動を推進した。

R4-41
R4-41
R4-41
R4-41
R4-41

指導取締り

- (6) 自転車関連交通事故の発生状況等を踏まえて全国1,887か所(令和4年4月末警察庁調べ)指定されている「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の信号無視、通行区分違反、一時不停止等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講じた(令和4年中検挙件数24,549件)。
- (7) 速度違反自動取締装置の整備を推進した。

R4-42

道路交通環境の整備

- (8) 「ゾーン30プラス」の整備を推進した(令和4年度末までに全国66か所で整備)。
- (9) 主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化を推進した(令和4年度末時点のバリアフリー化率98.3%(前年比+0.5%))。また、主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分に対し、音響信号機及びエスコートゾーンの設置を推進した(令和4年度末時点の設置率55.8%(前年比+5%))。
- (10) 普通自転車専用通行帯の整備を推進した。

R4-45
R4-43

自動運転関係

- (11) 有識者を交えた調査検討委員会を開催し、システム開発者、研究者等からヒアリングを実施するとともに、諸外国における制度や国際的な議論に関する資料の収集・分析等を実施した(令和4年度中調査検討委員会開催回数3回)。

R4-44

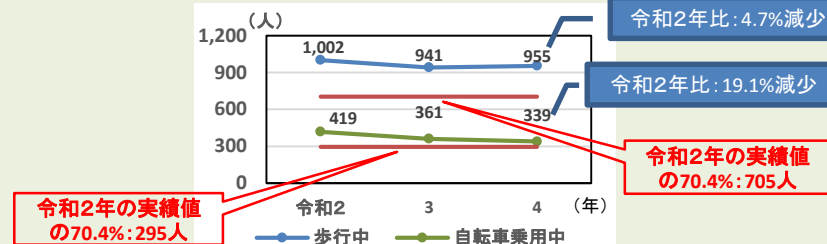
▶ 新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等による交通量の増加

外部要素等

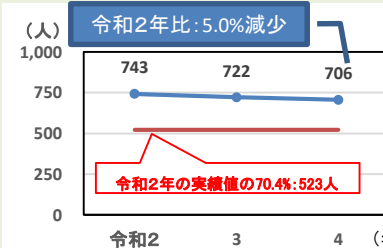
主な成果(指標・事例)

達成目標: いずれも令和2年から29.6%以上減少させる。
達成年: いずれも令和7年

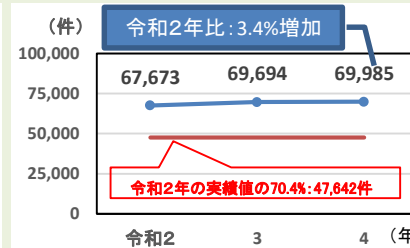
① 歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数



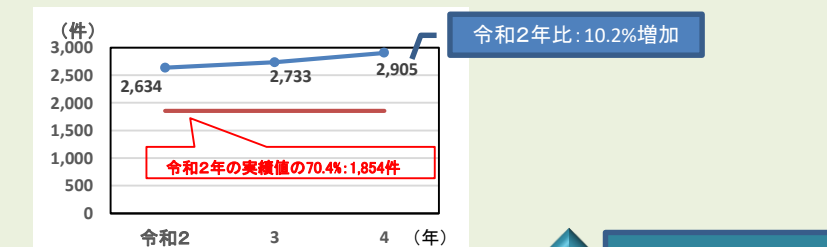
② 歩行中の高齢者の交通事故死者数



③ 自転車関連事故件数



④ 歩行者と自転車との交通事故件数



自転車乗用中の死傷者数の減少に寄与

自転車利用者のヘルメット着用状況

自転車乗用中死傷者のヘルメット着用率

達成目標: 前年よりも向上させる。



業績目標の説明

警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護を講ずることにより、御対象(※1)及び警護対象者(※2)に対する違法行為の発生を未然防止し、その身辺及び聴衆の安全を確保する。

※1 天皇皇后両陛下、上皇皇后陛下及び皇族殿下

※2 内閣総理大臣、国賓その他その生命及び身体に危害が及ぶことが国の公安にかかることとなるおそれがある者

現状

- 安倍元内閣総理大臣に対する銃撃事件(令和4年7月8日)を受け、警護の検証・見直しを実施した。新たな警護要則の下、警察庁の関与を抜本的に強化するなど警護の強化を推進した。
- そうした中、岸田内閣総理大臣に対する爆発物投てき事案(令和5年4月15日)が発生し、新たな課題が明らかに。
- 御対象のお出ましが新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の状況に戻りつつあるほか、国民の皇室への関心が高い。

【令和5年度の業績指標】

警衛・警護実施中の御対象及び警護対象者に対する違法行為の未然防止に向けた取組を推進する。

主な取組(令和4年度までの取組)

課題

今後の取組の重点(令和5年度以降の取組)

【計画段階の取組】

- (1) 警察庁による危険度の評価
- (2) 警察庁による警護計画の事前審査
- (3) 警察庁による現地指導

【計画段階】

- ✓ 安全対策に関する主催者との綿密な打ち合わせが必要
- ✓ ローン・オフエンダー対策の強化が必要

【計画段階の取組】

- これまでの取組に加え、以下の取組を実施
- 手荷物検査、避難経路の設定等、安全対策に関する主催者への働きかけの強化
- 警察の総合力を発揮したローン・オフエンダー対策の更なる強化

【実施段階の取組】

- (4) ア 現場指揮機能の強化
 - イ 制服警察官の配置を含めた重層的な対応
 - ウ 主催者との連携強化

【実施段階】

- ✓ 主催者が実施する所持品検査等の安全対策の実効性を確認等する必要
- ✓ 聴衆が所在する場所における警戒など聴衆の安全確保に向けた取組を強化する必要

【実施段階の取組】

- これまでの取組に加え、以下の取組を実施
- 主催者による安全対策の実施状況の確認等
- 不審者に対する職務質問・所持品検査等の強化
- 警察犬の更なる活用

【体制と教養訓練の充実・強化】

- (5) 警察庁・都道府県警察の警護体制の強化
- (6) 体系的な教養訓練計画の策定
- (7) 実践的・高度な訓練の実施

【体制・教養訓練面】

- ✓ 警護情勢などの変化に応じて都道府県警察における警護体制の状況を継続的に点検することが必要
- ✓ 避難誘導訓練等の実施が必要
- ✓ 訓練方法等に関する外国警護機関との意見交換が必要

【体制・教養訓練面の取組】

- これまでの取組に加え、以下の取組を実施
- 都道府県警察において、必要に応じて警護体制を拡充
- 都道府県警察間における警護員の機動的な運用の推進
- 避難誘導訓練等の実施
- 外国警護機関との合同訓練の実施

【装備資機材の充実】

- (8) ア 装備資機材の拡充
 - イ 先端技術を活用した資機材等の整備

【装備資機材面】

- ✓ 警護対象者・聴衆の安全を確保するための資機材の更なる整備が必要
- ✓ 警護に資する先端技術動向の把握が必要

【装備資機材面の取組】

- これまでの取組に加え、以下の取組を実施
- 警護対象者・聴衆の安全を確保するための資機材の更なる整備
- 警護に資する先端技術動向を継続して把握

- (9) ア 御対象の御身辺の安全の確保、歓送迎者の雑踏等の事故防止
 - イ 皇室と国民との親和に配慮

- ✓ 情勢を的確に把握した対策が必要
- ✓ 御対象のお出ましが新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の状況に戻りつつあること等を踏まえた対策が必要

- 以下の取組を含め、引き続き着実に実施
- 事前調査における都道府県警察に対する指導
- 皇宮警察及び都道府県警察との連携強化
- 警護の課題を踏まえ、警衛においても、主催者との連携、教養訓練、装備資機材の活用等を推進

注1 令和5年7月31日に開催した第40回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成
注2 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報として、「令和4年警察白書」を使用

具体的な取組状況

計画・実施段階における取組の強化

R4-59, 62

- (1) 警察庁は自ら情報の収集、分析等を実施し、危険度を評価
- (2) 都道府県警察は基準に従って、警護計画案を作成、警察庁が事前審査
- (3) 統一地方選挙等を見据え、警察庁職員による現地指導等を実施
- (4) 都道府県警察は警察庁に警護の実施結果を報告(反省・教訓事例については都道府県警察と共有)

体制と教養訓練の充実・強化

- (5) ア 警察庁の関与を抜本的に強化するため、新たな所属を設置し、体制を大幅に拡充(都道府県警察を指導する体制は従来の約3倍)
 - イ 警視庁では警護体制を倍増、道府県警察でも警護体制を強化
- (6) 習熟度等に応じた体系的な教養・訓練計画を策定
- (7) ア 教養訓練の受講を警護員の任用基準等にリンク
 - イ 道府県警察の警護担当者を対象とする警視庁研修(期間1年)の人数を倍増

装備資機材の充実

R4-15

- (8) 警護の高度化を図るため、防弾壁、演台用透明防弾衝立のほか、3D現場画像作成支援ツール、AIによる異常行動検知システム等を整備予定(令和4年度補正予算)

事前調査、連携強化

R4-63

- (9) 第77回国民体育大会総合開会式への御臨席(令和4年10月)等の警衛において、事前調査における都道府県警察に対する指導を実施するほか、警察と関係機関が連携し、御対象の御身辺の安全を確保するとともに、歓送迎者の雑踏事故防止対策等を実施

主な成果(指標・事例)

① 警護実施中の警護対象者に対する違法行為の発生状況

達成目標:違法行為を未然に防止し、警護対象者の身辺及び聴衆の安全を確保する。

○ 令和4年7月8日、奈良県奈良市内において安倍晋三元内閣総理大臣に対する銃撃事件が発生。

→本件について、警護計画作成への警察庁の関与、装備資機材の活用を含む警護体制等の充実が課題として指摘された(「令和4年7月8日に奈良市内において実施された安倍晋三元内閣総理大臣に係る警護についての検証及び警護の見直しに関する報告書」(令和4年8月警察庁))。

令和4年中の警護計画案審査件数 1,266件(令和4年8月以降)

(参考)

○ 令和5年4月15日、和歌山県和歌山市内において岸田文雄内閣総理大臣に対する爆発物投てき事案が発生。

→本件について、主催者と緊密に連携した警護の実施、聴衆の安全確保のための取組の強化が課題として指摘された(「令和5年4月15日和歌山市内において実施された内閣総理大臣警護に係る警護上の課題と更なる警護の強化のための取組について」(令和5年6月警察庁))。

② 警衛実施中の御対象に対する違法行為の発生状況

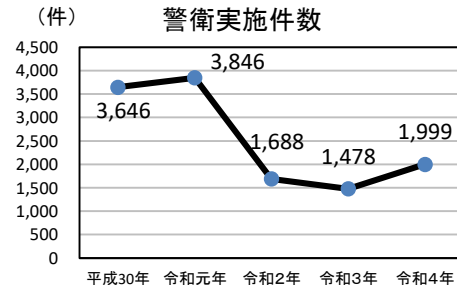
達成目標:違法行為を未然に防止し、御対象の身辺及び聴衆の安全を確保する。

○ いずれの警衛においても、御対象に対する違法行為の発生はなかった。

なお、オンラインで御臨席されていた行事について、令和4年以降、地方の行幸啓が再開され、多数の歓送迎者による奉迎が行われた。

【主な行幸啓】

- 第77回国民体育大会総合開会式への天皇皇后両陛下の御臨席
- 美ら島おきなわ文化祭2022(第37回国民文化祭及び第22回全国障害者芸術・文化祭)への天皇皇后両陛下の御臨席
- 第41回全国豊かな海づくり大会への天皇皇后両陛下の御臨席



外部要素等

- 参議院議員通常選挙(令和4年7月)
- 統一地方選挙(令和5年3月から4月)

業績目標1 サイバー事案対策の推進

業績目標の説明

サイバー空間は、全国民が参加し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと変貌を遂げ、あらゆる場面で実空間とサイバー空間の融合が進んでいることを踏まえ、国内外の関係機関等と連携し、サイバー事案の取締り及び被害防止対策を総合的に推進することにより、デジタル社会の安全・安心を確保する。

現状

- ランサムウェアの感染被害が拡大しているほか、我が国の暗号資産関連事業者等を標的としたサイバー攻撃が明らかになり、また、インターネットバンキングに係る不正送金被害が下半期に急増するなど、極めて深刻な情勢が継続
- 令和4年におけるサイバー犯罪の検挙件数は12,369件（前年比+160件）となり、過去最高を記録

【令和5年度の業績指標】

- ① サイバー事案の検挙状況等
→これまで対処が困難とされてきたサイバー事案の取締りを推進する。
- ② サイバー事案の被害防止対策の推進状況
→事業者等における効果的な被害防止対策を推進する。

主な取組（令和4年度までの取組）

課題

今後の取組の重点（令和5年度以降の取組）

取締りの徹底

- (1) サイバー警察局・サイバー特別捜査隊の新設
- (2) 外国捜査機関等との連携強化や国際共同捜査への参画等

取締りの徹底

- 匿名の通信手段、犯罪収益への暗号資産の悪用等により、事件捜査に高度な専門的知識・技能が不可欠
- 国境を越えて取行されるサイバー事案においては、外国捜査機関等と連携した国際共同捜査が不可欠

取締りの徹底

- 以下の取組を引き続き推進
- サイバー事案への対処体制、部門間連携の更なる強化
 - パブリック・アトリビューションの積極的な実施によるサイバー攻撃の抑止
 - 国際連携の更なる推進
- サイバー事案の取締りの一層の徹底

被害防止対策

- (3) 関係機関等と連携した事業者等に対する注意喚起の実施
- (4) 関係機関等と連携した被害防止対策
- (5) 一般国民への広報啓発活動の実施
- (6) 違法情報・有害情報対策

被害防止対策

- 一部の被害が広範囲に波及するサイバー事案の被害防止には、犯行に悪用されるサービス等への対策、犯行手口等を踏まえた対策の広報啓発が不可欠
- 被害に遭ったことへの引け目や被害者に対する社会的評価の悪化、捜査協力への負担等への懸念により通報・相談がためらわれるなどの理由から、サイバー事案の被害が潜在化している状況
- 従来のインターネット・ホットラインセンター（IHC）等取扱範囲には含まれていなかった犯罪実行者募集情報に係る脅威が顕在化。また、対象情報の収集等を効率的に行うことが困難な状況

被害防止対策

- 以下の取組を引き続き推進するとともに、新たにサイバー事案に関する相談窓口を一元化するなど、被害の潜在化防止に向けた取組を推進する。
- 関係機関等と連携した注意喚起や被害防止対策の推進
 - 社会情勢を的確に反映した違法情報・有害情報対策の推進及びAI等先端技術を活用した対策の高度化等
- 官民連携による被害防止対策の一層の推進

注1 令和5年7月31日に開催した第40回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成
 注2 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報として、「令和4年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」（令和5年3月、警察庁）、「令和4年警察白書」を使用

具体的な取組状況

取締りの徹底

- (1) 警察庁にサイバー警察局を、関東管区警察局にサイバー特別捜査隊を新設し、サイバー事案への対処能力を抜本的に強化 R4-76
- (2) EUROPOLへの連絡担当官の派遣、外国捜査機関等との情報交換・協議の実施、積極的な国際捜査共助の要請により、国際捜査への対応を強化 R4-76

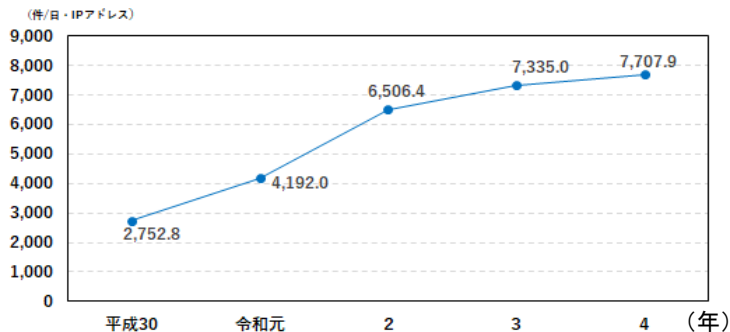
被害防止対策

- (3) インターネットバンキング等に係る不正送金等事案の急峻な増加に対し、関係機関・団体に対する注意喚起を実施し対策を促進 R4-76
 - (4) 文部科学省や個人情報保護委員会と連携し、ランサムウェア等のサイバー事案に関する警察への通報・相談を促進するとともに、サイバー保険を取り扱う損害保険会社との連携を強化 R4-76
 - (5) サイバー防犯ボランティア広報啓発コンテストの開催、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター(JC3(※))等関係団体等と連携した広報啓発等、官民連携による活動等を実施 R4-76
 - (6) 違法情報・有害情報対策の取組として、社会情勢の変化等に合わせてIHC等における取扱対象情報等の不断の見直しを実施 R4-74
- (違法情報の削除依頼件数：2,433件(前年比+227件))

※ Japan Cybercrime Control Centerの略

外部要素等

警察庁が設置したセンサーにおいて検知したぜい弱性探索行為等とみられるアクセスの件数(1日・1IPあたり)



主な成果(指標・事例)

① サイバー事案の検挙状況等

達成目標：これまで対処が困難とされてきたサイバー事案の取締りを推進する。

令和4年のサイバー事案の検挙件数：1,844件(※)

【令和4年度の検挙等事例】

- ・暗号資産「ビットコイン」を送信するために必要なリカバリーフレーズを窃用し、41BTC(約2億2500万円相当)を不正送信した被疑者や、不正送信された暗号資産を現金化した被疑者等を令和4年6月に電子計算機使用詐欺等で検挙した。
- ・サイバー特別捜査隊の捜査等により、国内の暗号資産関係事業者が、北朝鮮当局の下部組織とされるラザルスによる攻撃の標的とされていると強く推認される状況が明らかとなったことから、令和4年10月に注意喚起とともに攻撃主体を公表するパブリック・アトリビューションを行った。

※ 「サイバー事案」は、令和4年4月の法改正において新たに定義されたものであることから、同年3月以前に検挙されたサイバー事案については計上していない。

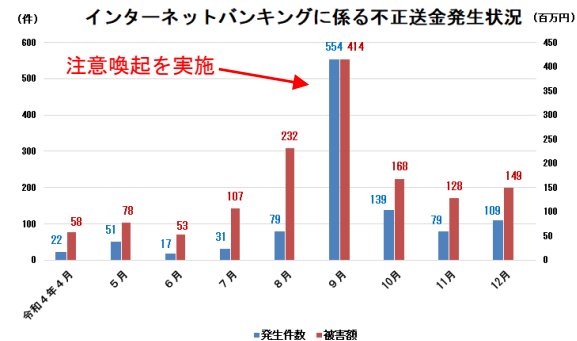
② サイバー事案の被害防止対策の推進状況

達成目標：事業者等における効果的な被害防止対策を推進する。

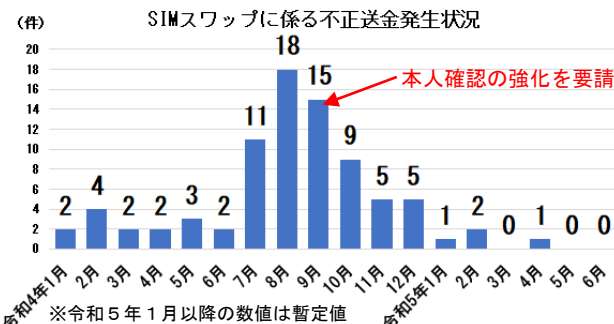
【令和4年度の取組事例】

関係機関等と連携した事業者等に対する注意喚起を9件実施した。個別の事例については以下のとおり。

- ・令和4年8月下旬から9月にかけて、特定の金融機関においてフィッシングによるものと見られるインターネットバンキングに係る不正送金被害が急増したことを受け、同年9月に金融庁等と連携して注意喚起を実施した。



- ・インターネットバンキングに係る不正送金の手口として、SIMスワップ(※)が増加したことから、令和4年9月に総務省と連携して、大手携帯電話事業者に対して、店舗における本人確認の強化を要請した。



※ 実在する人物になりすまして店舗に来店し、本人確認資料として偽造した運転免許証等を使い、MNP(携帯電話番号ポータビリティ)又はSIMカードの再発行を行うことで、携帯電話番号を乗っ取る手口

基本目標 8 警察活動の基盤の強化

業績目標 1 先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・合理化

業績目標の説明

警察が、必要な執行力を維持しつつ、様々な課題に的確に対処するため、先端技術の積極的な活用や警察庁及び都道府県警察が活用する共通のシステム（警察共通基盤）の整備等により、警察活動の高度化・合理化を推進する。

現状

- 警察共通基盤については、警察庁のシステム運用を開始し、一部の業務システムを同基盤に統合したが、引き続き、都道府県警察で運用しているシステムの同基盤への移行を進める必要がある。
- 警察行政手続のオンライン化について、警察行政手続サイトの構築／運用を開始したが、対象手続を引き続き拡大するとともに、手続に係る電子決済等についても対応するなど、更なる利便性の向上を図る必要がある。

【令和5年度の業績指標】

- ① 警察共通基盤システムの整備・運用について、警察における全国共通のシステムを整備し、警察活動の高度化により、一層の国民の安全・安心を実現する。
- ② 警察行政手続のオンライン化の推進について、国民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察における事務処理の効率化を実現する。

主な取組（令和4年度までの取組）

警察共通基盤システムの整備・運用

- (1) 警察共通基盤(※)の整備

※ 国民の利便性の向上や警察活動の高度化・合理化を図るため、警察庁が整備するシステム基盤

- (2) 都道府県警察が運用しているシステムの警察共通基盤への移行

- ア 運転者管理システム
- イ 遺失物管理システム

課題

警察共通基盤システムの整備・運用

- 都道府県警察ごと、システムごとにプログラム・データ形式が異なり、システム間の連携に支障が生じており、警察組織全体でのデータの利活用に制約
- 警察共通基盤への移行が完了していない業務システムについては、各都道府県警察において、制度改正等への対応のためのプログラム改修作業が発生

今後の取組の重点（令和5年度以降の取組）

警察共通基盤システムの整備・運用

警察共通基盤への更なる移行と運用の定着化を図るため、これまでの取組に加え、以下の取組を実施

- 各システム間のデータ連携により、警察活動の迅速化や的確な対応を促進
- 引き続き、警察庁によるシステムの一元化に向け、都道府県警察のシステムの共通基盤への移行を推進

移行年度	R4	R5	R6	R7	R8
運転者管理システム	4	15	28		
遺失物管理システム	10	10	10	12	5

…移行完了済

警察行政手続のオンライン化の推進

- (3) 警察行政手続サイトの構築・運用
- (4) 紙ベースで対応していた警察行政手続の上記サイトを活用した電子手続への移行

警察行政手続のオンライン化の推進

- 警察行政手続サイトではメール経由で申請を受理するため、データを業務端末に移すなどの煩雑な事務処理が発生
- 手数料等の電子納付に対応していないため、手数料の支払いを伴う申請については警察署での手続が必要

警察行政手続のオンライン化の推進

国民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察における事務処理の効率化を図るため、これまでの取組に加え、以下の取組を実施

- オンライン化対象手続の拡大に向けた検討
- 事務処理の効率化や手数料等の電子納付等を可能とするシステムの構築に向けた検討
→利便性向上、事務処理の効率化等を推進

具体的な取組状況

警察共通基盤システムの整備・運用

R4-5

- (1) 警察共通基盤を構築し、令和3年4月から運用開始
- (2) 運転者管理システム及び遺失物管理システムの共通基盤への移行状況は下記のとおり。

警察共通基盤システムへの移行状況	
	R4年度移行完了
運転者管理システム	4 府県
遺失物管理システム	10府県

警察行政手続のオンライン化の推進

- (3) 警察行政手続サイトを構築し、令和3年6月から運用開始
- (4) 警察行政手続サイトを活用したオンライン化の進捗状況は下記のとおり。また、警察共通基盤上に、事務処理の効率化や手数料等の電子納付等を実現するためのシステムの構築に向けた検討を実施

警察行政手続サイトにおける オンライン化対応手続数【全23手続】	
令和3年6月1日	6 手続開始
令和4年1月4日	14手続追加
令和5年1月4日	3 手続追加

外部要素等

- 個人を取り巻く情報環境の変化

主な成果（指標・事例）

警察共通基盤システムの整備・運用

達成目標：警察における全国共通のシステムを整備し、警察活動の高度化により、一層の国民の安全・安心を実現する。

- (1) 警察共通基盤システムへの移行府県における運転免許更新手続の自動受付人数
- (2) 警察共通基盤システムによる遺失届のオンライン受理件数
遺失物によっては、郵送による返還も可能であることから、「一度も警察署等に赴くことなく受け取ることができ便利」との声がある。
※ (1)及び(2)の数値については、今後取得予定

警察行政手続のオンライン化の推進

達成目標：国民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察における事務処理の効率化を実現する。

警察行政手続サイトにおけるオンライン申請・届出件数

開始日	根拠法令/対象手続数	R3年度	R4年度
R3.6.1	道路交通法関係（道路使用許可の申請等 3 手続）	39,771	83,823
	警備業法関係（服装の届出等 2 手続）	712	1,009
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係（責任者の選任の届出 1 手続）	3,155	5,875
R4.1.4	道路交通法関係（安全運転管理者の選任の届出等 9 手続）	4,655	28,841
	警備業法関係（廃止の届出等 3 手続）	145	104
	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律関係（小型無人機等の飛行に関する通報 1 手続）	44	527
	災害対策基本法等関係（緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出 1 手続）	410	2,077
R5.1.4	道路交通法関係（制限外牽引許可の申請 1 手続）	-	0
	警備業法関係（営業所の届出等 1 手続）	-	78
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係（申請書記載事項の変更の届出 1 手続）	-	62
合計		48,892	122,396